

広島県教育委員会規則第四号

県立高等学校の授業料等の減免及び徴収の猶予並びに入学料の免除に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年四月二十一日

広島県教育委員会

教育長 篠 田 智 志

県立高等学校の授業料等の減免及び徴収の猶予並びに入学料の免除に関する

規則の一部を改正する規則

県立高等学校の授業料等の減免及び徴収の猶予並びに入学料の免除に関する規則（昭和五十一年広島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（徴収猶予） 第四条（略） 一（略） 二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請した者又は申請する予定の者（通信制の課程に在学する者を除く。） 三（略） 2（略）	（徴収猶予） 第四条（略） 一（略） 二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請した者（通信制の課程における就学に係る当該認定を申請した者を除く。） 三（略） 2（略）

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。